

橋本市規則第 23 号

橋本市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市事務分掌条例施行規則(平成18年橋本市規則第7号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(分掌事務) 第12条 第2条に規定する室、課及び所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。なお、本条の規定は、制限的に解釈してはならない。 総合政策部 略 総務部 総務課 (1)～(31) 略 <u>(32)～(41) 略</u> 財政課 (1)～(5) 略 <u>(6)～(10) 略</u> 税務課～環境美化センター 略 健康福祉部 福祉課～こども課 略 家庭教育支援室 (1) 略 (2) <u>地域食堂</u>に関すること。 経済推進部～上下水道部 略	(分掌事務) 第12条 第2条に規定する室、課及び所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。なお、本条の規定は、制限的に解釈してはならない。 総合政策部 略 総務部 総務課 (1)～(31) 略 <u>(32) 市民会館に関すること。</u> <u>(33)～(42) 略</u> 財政課 (1)～(5) 略 <u>(6) 財政対策委員会に関すること。</u> <u>(7)～(11) 略</u> 税務課～環境美化センター 略 健康福祉部 福祉課～こども課 略 家庭教育支援室 (1) 略 (2) <u>子ども食堂</u>に関すること。 経済推進部～上下水道部 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。